

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

(他の国税に関する法律の規定の適用)

第十一条 省 略

2 省 略

3 前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第四百十五号(青色申告の承認申請の却下)(同法第六十六条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)  
(及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ(通算承認)の規定の適用については、所得税法第四百十五号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類」又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条各項(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条各項(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のいずれか)とする。

二 省 略

三 法人税法第二百二十七号第一項第一号(青色申告の承認の取消し)(同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は

(他の国税に関する法律の規定の適用)

第十一条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 所得税法第四百十五号(青色申告の承認申請の却下)(同法第六十六条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)  
(の規定の適用については、同号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類」又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条各項(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条各項(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のいずれか)とする。

二 同 上

三 法人税法第四条の三第二項第三号ロ(連結納税の承認の申請)の規定の適用については、同号ロ中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条各項(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条各項(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のいずれか)とする。

四 法人税法第四条の五第一項第一号(連結納税の承認の取消し等)及び第二百二十七号第一項第一号(青色申告の承認の取消し)(同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用につい

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

ては、同法第四条の五第一項第一号及び第百二十七条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。